

令和9年度 保育施設利用調整基準表

令和9年度 保育施設利用調整基準表				父親	母親
事 項				指数	指数
基 本 点	就 労	一月当たりの勤務日数	月 2 2 日以上	1 0	1 0
			月 2 0 日以上	9	9
			月 1 8 日以上	8	8
			月 1 6 日以上	7	7
			月 1 4 日以上	6	6
			月 1 2 日以上	5	5
			月 1 2 日未満	4	4
		一月当たりの勤務時間数	月 1 2 0 時間以上	1 0	1 0
			月 1 0 0 時間以上	9	9
			月 8 0 時間以上	8	8
			月 6 0 時間以上	7	7
			月 4 8 時間以上	6	6
	就学			2 0	2 0
	求職中			7	7
	出産(産前 2 か月及び産後 2 か月)				2 0
	疾 病 等	疾病		2 0	2 0
		障がい	身体障害者手帳等 1・2 級及び療育手帳 A 1・2	2 0	2 0
			身体障害者手帳等 3 級以下及び療育手帳 B 1・2	1 6	1 6
	病 人 の 看 護 等	入院付添		2 0	2 0
		心身障がい者・児在宅介護		1 6	1 6
		老人在宅介護(寝たきり・認知症)		1 6	1 6
		一般療養在宅介護		1 2	1 2
		通院付添い(月 1 0 日以上)		8	8
	家庭の災害			2 0	2 0
加 算	ひとり親世帯(死亡・離別・未婚・行方不明・拘禁・その他)				+ 2 5
	生活保護世帯 ※新規申込のみ				+ 1 0
	生計中心者の解雇等による失業により、就労の必要性が高い場合(自己都合退職を除く)				+ 3
	D V 支援措置対象者等				+ 2 0
	障がい児等で手帳又は特別児童扶養手当に該当する児童				+ 2
	育児休業法に伴う育休明け及び産休明けで職場復帰する場合				+ 5
	きょうだいが既に入所(転所) 希望保育施設に入所中				+ 1 5
	小規模保育事業などの卒園児童で連携施設以外の保育施設に行く場合				+ 2
	里親の場合 ※申請児童が里子の場合のみ				+ 5
	市の施策に基づく定住移住者の世帯の児童(助成決定の通知の写しの提出がある場合)				+ 5
	病気療養等により職場復帰する場合				+ 5
	単身赴任等により片親が常時自宅にいない(住民票上の別住所である、または、就労証明書等で単身赴任が確認できる場合)				+ 2
	きょうだいについて同一の保育施設の利用調整を行う場合				+ 2
	霧島市内の認可を受けた教育・保育施設(公立幼稚園を除く)に勤務する場合(保育士・幼稚園教諭・看護師・調理師・栄養士) ※新規申込のみ				最優先
	前年度の10月末までに申し込みがあり、待機児童である ただし、認可保育施設に既に入所している場合の転所希望は含まない (前年度入所希望月 4月: 5 , 5～6月: 4 , 7～8月: 3 , 9～10月: 2 , 11月～: 1)			4月	+ 5
				5～6月	+ 4
				7～8月	+ 3
9～10月				+ 2	
11月～				+ 1	
合計指数					

申込書の「希望する保育施設に入所できない場合は、育児休業の延長も検討しているため、利用調整に当たり、保育施設利用調整基準表に基づく合計指数が下がっても良い。」を選択した場合は、基本点及び加算は 0 とする。

上 記 の 場 合 の 指 数

霧島市保育施設利用調整基準

1 新年度(一次利用調整・二次利用調整)における申込書の取扱いについて

- (1) 新年度の入所申込期間内に必要書類を揃えて提出した者(「新年度申込者」という。)を優先し、申込期間締切後の提出については、入所申込期間内提出者の入所施設が決定次第調整する。

※ 入所申込期間内の受付順番は考慮しない。

- (2) 保育施設の受入可能数を超える場合、次の優先順位で利用調整する。

- ① 保護者が霧島市内の認可を受けた教育・保育施設(公立幼稚園を除く。)に勤務している場合及び新たに採用され勤務しようとする場合
(保育士・幼稚園教諭・看護師・調理員・栄養士)

- ② 転所希望者(きょうだいが在園する保育施設への転所。)

- ③ 新年度申込者(霧島市への転入予定者も含む。)
転所希望者(②に該当する者を除く。)
※同点となった場合は、新年度申込者を優先する。

- ④ 市外新年度申込者(広域入所)

- (3) 利用調整の各順位において、利用希望者が受入可能数を超える場合は、裏面「利用調整基準表」により、保育の必要な事由等を点数化して利用調整を行う。

※合計指数(裏面「利用調整基準表」参照)の高い方から、希望施設での調整を行う。

注 一次利用調整…新年度の入所申込期間内に提出した者を対象に行う利用調整をいう。
二次利用調整…一次利用調整にて入所保留となり、再度の利用調整を希望する者を対象に行う利用調整をいう。
この調整においても入所保留となった場合は、2の取扱いとなる。

2 年度途中における申込書の取扱いについて

- (1) 申込期限(入所希望月の2か月前の月末)までに必要書類を揃えて提出した者(「年度途中新規申込者」という。)を調整する。

- (2) 保育施設の受入可能数を超える場合(待機が発生している場合)は、次の優先順位で利用調整する。

※ 期限内の受付順番は考慮しない。

- ① 保護者が霧島市内の認可を受けた教育・保育施設(公立幼稚園を除く。)に勤務している場合及び新たに採用され勤務しようとする場合
(保育士・幼稚園教諭・看護師・調理師・栄養士)

- ② 年度途中新規申込者(①に該当する者を除く。)
転所希望者(きょうだいが在園する保育施設への転所。)
※同点となった場合は、年度途中新規申込者を優先する。

- ③ 転所希望者(②に該当する者を除く。)

- ④ 市外年度途中新規申込者(広域入所)

- (3) 利用調整の各順位において、利用希望者が受入可能数を超える場合は、裏面「利用調整基準表」により、保育の必要な事由等を点数化して利用調整を行う。

※希望施設ごとに、合計指数(裏面「利用調整基準表」参照)の高い方から順次調整を行う。

災害復旧に当たっている世帯、又は特別な支援を要する世帯(虐待等)については、これらの取扱いによらず最優先するものとする。